

◇ この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇ 後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇ 今後、訂正・削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○葉梨主査 これにて福田昭夫君の質疑は終了いたしました。

○階分科員 立憲民主党の階猛です。

昨日に引き続いて、財務大臣には質問させていただきたいと思います。

さて、昨日の財務金融委員会で、冒頭、私は何を言つたかということなんですが、財務省は、国民に税負担をお願いする以上は、税を使うに当たつて適正かつ厳格な手続を取ること、正当性と合理性のある理由が備わっていることが必要だというふうに述べまして、大臣も、そのとおりであるというふうに答えられました。

これを踏まえた上で、昨日は、赤木夫人からの国賠訴訟において、財務省が請求の認諾と求償権の不行使という対応を取り、国民の税金を約一・一億円使つたことについて、これが適正かつ厳格な手続にのつとつたものなのかどうか、このことを議論しました。

その中で、国家公務員制度改革推進本部決定という政府の決定があるんですが、今日お配りしている資料の六ページの下の方にあるかと思います。求償権の適正かつ厳格な行使という見出しがありますと、各府省において、国家賠償法の求償に係る規定について関係職員に周知するとともに、求償権の存否を判断する体制、手続等を明確にすることが求められているわけです。ところが、昨日の答弁あるいはその前の予算委員会での答弁を見ますと、財務省は全くこれにのつとつていないということが明らかになりました。

そこで、今度は二ページの下段の方の昨日のやり取りですけれども、私の方から、政府決定を守つていると言えるかというふうに大臣にお尋ねしたところ、大臣からは、お答えすることは困難ですという答弁がありました。

今日は、国家公務員制度改革担当の政府参考人についていただいていると思うので、伺いたいと思います。

財務省は、今私が申し上げたとおり、求償権の適正かつ厳格な行使を守つていないと思うんですが、この点、どうなのか。それから、他の府省庁におけるこのルールの遵守状況はどうなつているのか。以上二点、お答えください。

○松本政府参考人 お答えいたします。

私どもとしては、先ほど申し上げましたように、これが合つているとか、これが合つていないとかいうのはなかなか難しいと考えています。

昨日、財務大臣から御答弁がございましたということを承知してございますけれども、改善点があればということでございましたので、それを尊重したいと考えてございます。

○階分科員 あなたたちは何のためにこのルールを作つてあるんですか。守らせるつもりがないんだつたら、こんなルール必要ないじやないですか。わざわざ、求償権の厳格かつ適正な行使ですか。こんなことを一項設けて定めを置いているわけだから、それが守られているかどうか、ちゃんとチエックすべきでしよう。いいですか。守られているかどうか、財務省だけじゃなくて全府省について調べて、提出してください。

○松本政府参考人 お尋ねの、適正かつ厳格な行使ということで、そのためにどういうふうなやり

このお答えというのは困難でございます。

また、本部決定の求償権に係る規定につきまして、各府省における遵守状況の調査等は特段行つていいところでございます。

○階分科員 わざわざ、この議事録を見て答弁しないと言つてているわけですよ。言つていますでしょ。周知していないということだつたり、文書として形にしたものはないということだつたり、文書の下で言つていますでしょ。それを踏まえたら、守つていると言えますかね。どうなんですか。そこを答えてください。

○松本政府参考人 お答えいたします。

私どもとしては、先ほど申し上げましたように、これが合つているとか、これが合つていないとかいうのはなかなか難しいと考えています。

昨日、財務大臣から御答弁がございましたということを承知してございますけれども、改善点があればということでございましたので、それを尊重したいと考えてございます。

○階分科員 あなたたちは何のためにこのルールを作つてあるんですか。守らせるつもりがないんだつたら、こんなルール必要ないじやないですか。

わざわざ、求償権の厳格かつ適正な行使ですか。こんなことを一項設けて定めを置いているわけだから、それが守られているかどうか、ちゃんとチエックすべきでしよう。いいですか。守られているかどうか、財務省だけじゃなくて全府省について調べて、提出してください。

○松本政府参考人 お尋ねの、適正かつ厳格な行

方というか、周知、私どもとしても周知をしてまいりたいと考えています。

また、形式的な調査になつてはいけませんので、ちょっと、どういうやり方がいいか、また各方面と御相談して進めたいと思つております。

○階分科員 では、その点について、まず一旦検討して、なるべく速やかに私に報告してください。

もう一つ伺いたいのが、この六ページ下の項目の最後には、求償権の存否等の判断に当たつて、必要がある場合には、法務省の法律意見照会制度、現在でいえば予防司法支援制度、これを活用することが求められています。

しかし、三ページの下段で、大臣が昨日お答えになつたとおり、今回、財務省は、予防司法支援

制度は使わず、法務省の専門的知見を活用したとお答えいただけますか。

○松本政府参考人 お答えいたします。
これも先ほど申し上げましたとおり、本部決定以外になかなか解釈のための材料を持ち合わせておらないところでございますけれども……（階分科員「解釈じゃない、趣旨を聞いているんだよ」と呼ぶ）はい。国賠法上の求償の要件を満たすかどうかの判断というのがなかなか難しいという場合につきまして、個別の事案に応じまして、法律意見照会制度を活用するということを定めたものと理解してございます。

○階分科員 さつき担当の人と議論していた内容

と全く違うことを言つていますよね。

私がさつき議論したのは、求償権の行使というのを、要するに、担当した職員に対して国賠で払つたお金を求償、まさに、その分、返してくださいと担当の公務員に対して言うわけだから、要するに、身内に対してお金を払わせることなわけですよ。とすると、やはり身内だから、場合によつては今回みたいに先輩だから、ちゅうちょしてしまいかがちだ。だから、適正かつ厳格な行使という観点からすると、第三者で法律の専門家である法務省にちゃんと問い合わせた上でその適否を判断するということで、こういうなお書きが設けられているんだというふうに伺いましたよ。そうじやないんですか。

○松本政府参考人 お答えいたしました。
御趣旨でございますけれども、やはり事案とか

その度合いに応じて思ひますので、必要に応じてというのをそういう趣旨であろうと理解しております。

○階分科員 じゃ、どういう場合が必要に応じてなんですか。

○松本政府参考人 お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、国賠法上の求償の要件を満たすかどうかという判断がなかなか難しいという場合であろうと考えてございます。

○階分科員 そういうことを、結局、当該役所で

判断するわけでしょう。そうすると、さつき言つたように、身内だからかばおうとということで、こういう照会をしないというふうに傾きがちじやないですか。

だから、必要がある場合と言つてはいるけれども、原則として必要がある場合というふうに考えるべきではないかと思うんですが、ここはどう考えますか。元々このルールを定めた担当だから聞いているんですよ。このルールの本質を聞いているんです。どうなんですか。

○松本政府参考人 お答えいたします。

実は、この制度、予防司法支援制度に変わつてございますけれども、まず、こういった趣旨とか、そういうことをいろいろと周知するとか、そういう必要もあると考えてございます。これにつきましては、法務省さんとも御相談して進めてまいりたいと考えております。

○階分科員 法務省の政府参考人にも来ていただいていると思うんですけども、いらつしやいますか。

それで、予防司法支援制度、これは私も当時質問したというのを今日の資料でも配つていますけれども、今回みたいにケースで、今回は財務省は相談しなかつたと言ふんですけども、いらつしやいますか。いなケースで予防司法支援制度を使う、これは全く問題ないですよね。お答えください。

○古宮政府参考人 予防司法支援制度と申します

のは、所管行政庁におきまして、その事務についての法律問題について御相談をしていただくというものでございます。

一般論として申し上げますと……（階分科員「一般論じやなくて、さつきの本部決定について聞いているんですよ。求償権の話」と呼ぶ）それも含めてなんですけれども、具体的な案件におきま

して、予防司法支援制度を利用して相談をする必要があるかどうかということにつきましては、当該事務を所管する関係府省庁で判断される事柄であるというふうに考えております。

○階分科員

公務員制度担当の方に言いますけれども、こんなことだつたら誰も照会しないですよ。

せつからルールを作つたんだつたら、まさに求償権の適正かつ厳格な行使に資するように、法務省に相談しろということを徹底すべきですよ。じやないと、地方公務員の場合は住民訴訟という手があるわけですよ。求償権行使しなければ、住民訴訟で行使しろということで言えるわけなんですがけれども、国家公務員にはそれがないんですよ。だから、やり得ですよ、これ。そう思いませんか。

もつと厳しく、この求償権の適正かつ厳格な行使、せつからルールを定めたんだつたら、皆さん

のところで守らせるための手だてを講じるべきだ

と思いませんけれども、どうですか。

○松本政府参考人

お答えいたします。

この公務員制度改革推進本部決定、これをきつちり守るという観点から、どういうことができるか、それから、予防司法支援制度、これをどうやつて活用するか、そういう点も含めまして検討してまいりたいと思います。

○階分科員

では、これも先ほどの件と併せて、なるべく早く報告していくだけだと思います。

それでは、政府参考人にはここまでとしまして、大臣の方に伺いたいと思います。

三ページの上段の方に、これは昨日、金田法務大臣の平成二十九年の答弁をおつしやつていたの

で、今日、七ページに該当部分をつけています。この答弁があつた平成二十九年三月七日の頃は、理財局で公文書改ざんを必死にやつていた頃です。加えて、国会では、佐川理財局長が、近畿財務局と森友学園側の交渉記録は廃棄したという虚偽答弁を繰り返していた頃です。

私は、この当時、七ページの三段目に書いていますけれども、訴訟リスクがあるのに、交渉記録などをすぐ廃棄するというのはあり得ないという指摘をしていました。

同じことを私は、国会だけではなくて、党内の会議に佐川局長が来たときには直接言つたこともあります。そうしたら、

彼が何と言つたか。にやにやしながら、残念ながら言つたことですよ、こんな言いぶりでした。でも、

実際にあつた。私は本当に今でも憤りを覚えて

います。しかも、ちょうどそれから一年後、同じ三月七日の日には赤木さんが自ら命を絶つているわけですよ。私は、一年前のこのときにもつと厳しく佐川氏を追及していればよかつたなというふうに思つて、今でもちよつと後悔しています。私がこの問題をこれほどまでに執着しているのは、

こういうことがあるからなんです。

大臣にもこうした思いを共有していただいて、

ルールはきちんと守る、不都合な情報があつても記録に残す、求められたら積極的に開示する、こ

れで、必要に応じて丁寧に御説明をしていく、また丁寧に対応するという旨を今まで国会で答えておりますので、これからも真摯に対応させていただきたいと思います。

○階分科員

財務大臣のことは信頼していますけれども、やはり役所に長年しみついた体質というのは一朝一夕では変わらない、やはり大臣の強いリーダーシップがないとなかなか変わらないんだなというのが、私、この間、この求償権行使しないということについていろいろな資料の提出を見ていると改めてその感を強くしました。本来記録として残つているべきものが、記録が残されていなかつたり、出せと言つても、訴訟の関係だからといって出さなかつたりとか、そんなことばかりやつてあるんですよ。全然体質が改まつていな

いと思うので、私は財務大臣には強く申し上げたいと思います。

それから、ここまで手続のことが問題になつてきましたけれども、そもそも実態的な問題ですね、すなわち、求償権の不行使という判断をされたわけですから、ここに正当かつ合理的な理由があるのかということについてお尋ねしたいと思います。

大臣は、常々、このことをお尋ねするたびに、五ページの一番上の段の答弁のようなことをおつしやつているわけですね。求償権行使しないという判断の理由について、要すれば、国として安全配慮義務を十分に尽くせなかつたとしても、そ

うことになつたわけでありまして、このことについて、必要に応じて丁寧に御説明をしていく、また丁寧に対応するという旨を今まで国会で答えておりますので、これからも真摯に対応させていただきます。

○鈴木国務大臣

この森友に関する件につきましては、認諾をするという、裁判においては、そういう

れは軽過失であつて重大な過失ではないということをおっしゃっているわけです。

ただ、大臣の答弁を前提にしますと、佐川氏への求償権は国の方に重過失がないから発生しないということなんですが、国賠法の一条二項を見ますと、職員に故意又は重過失があつたときに国は求償権を有するということで、職員の故意又は重過失が問題なわけです。ところが、この大臣の答弁を前提にすると、国に重過失がないからという理由で佐川氏への求償権は発生しないということで、ちょっと条文とは論理の飛躍があるんじやないかというふうに思います。

だから、私は、佐川氏に故意又は重過失がないとは言えないのではないかと思いますけれども、この点いかがでしようか。

○鈴木国務大臣 私、確かにこのように、国として安全配慮義務を十分尽くせなかつたと答弁したわけですが、国としてと申し上げましたのが、国の職員ですね、それぞれの立場の職員として安全配慮義務が十分に尽くせなかつたという点でございます。

そして、重大な過失と故意のことですけれども、私は重大な過失ということしか述べてございませんが、故意につきましては、例えば、赤木さんが、本当に御不幸なことで申し訳ないことでありますが、公務に起因して精神疾患による自死に至るような結果までもあらかじめ認容して一連の様々な問題行為が行われたとは考え難いということでありまして、個々の職員において、求償要件である行為又は、前にも述べておりますけれども、重過

失に当たるということは困難ではないかな、そんなふうに考えております。

○階分科員 佐川氏個人として故意や重過失はなかつたと考える理由を御説明いただけますか。

○鈴木国務大臣 財務省の調査報告書にもあるように、佐川さんがその方向性を決めて、そして一連の行為が行われたということであります。佐川さんのそうした方向性を決めたということが、その時点で、こうした、結果として自死に至るような結果までも認容して一連の問題行為が行われたとは考え難いのではないか、そういうふうに思つています。

○階分科員 これはだんだん法律的な議論になつてきますけれども、要するに、結果をどれほど予見できたかどうか、予見可能性の話になつてくると思うんですね。

公文書改ざんの方向性を決めたというのはあくまで報告書の表現であつて、その後開示された赤木ファイルですと、改ざんの指示をしたということがメール上明らかになつています。改ざんの指示であれば、そこに、指示については故意があることは明らかなんです。ただ、改ざんの指示と赤木さんの自殺という結果との間に因果関係とか予見可能性があつたかどうか、これが問題になつてくるということで、今大臣がおっしゃつたのは、予見可能性はなかつたんじやないかということだと思いますんですね。

○階分科員 今、認容という話をされたと思うんですね。認容ということだと、結果を認容するということは、予見可能性があるだけじやなく、故意があるということになつちやうんですよ。そこまでは必要ないんじやないかと。私の議論は、元々の行為、改ざん指示という故意の行為と結果との間に因果関係、相当因果関係

であれば、起因した、元々の行為が故意の行為である以上、そこから生じた結果について、因果関係がある限り、求償権の行使、できるのではないか、こういう議論も成り立ち得ると思うんですよ。予見可能性が必ず、必須なのかどうか、ここは議論の余地があると思うんです。

その点についてはいかがでしようか。

○鈴木国務大臣 先ほど申し上げましたけれども、佐川さんが方向性を決めて、一連の、あつてはならない問題行為が行われたわけでありますが、その時点で、結果として赤木さんが自死に至るまでの結果までを認容して行われたとは思つていな

があれば、結果を認容していたり予見可能性があるたりということまで要求しなくても、これは求償権の要件を満たすんじやないかというふうに考へているわけですよ。

だから、今の大臣の答弁は、それはあくまで一つの考え方だと私は思っていますけれども、それが絶対だとは私は思わないんです。ですから、私も、ちゃんと書面で、法律の専門家である法務省と協議をして、ちゃんと、何とか支援制度というのもあるわけだから、それを活用して、協議をして、しつかりとしたペーパーを作った上で説明していただきたいと思うんですよ。

指示が一因となつて亡くなつたということは、たしか、請求認諾の書面にもそういうくだりがありましたよ。だから、指示がどの程度寄与したか、結果に寄与したかはともかく、指示が要因となつて亡くなつているということは、財務省自ら認めているわけです。因果関係については認めているわけです。あとは、その因果関係がある結果に対して、どこまでの佐川さんの認識を要求するか。私は、因果関係があれば求償権を認めていいと思っていますけれども、そうではないというのであれば、ちゃんとした根拠を法務省と相談して文書で示していただきたい、それをお願いしたいんです。

○鈴木国務大臣 求償権のことを決めるに当たりまして、法務省とは継続的にいろいろ接觸をして、そして法務省からの専門的知見、そういうものもいただいて、そしてそれを踏まえて、財務省として、財務省の立場で決定をした、こういうことで

ございます。

そして、佐川さんの一連の問題行為が赤木さんの自死に至るまでの結果までも認容していないとさつき申し上げましたけれども、それは程度の問題もあるんだと思いますが、私どもとしては、求償の要件である故意に当たるということまで言うのは困難である、そういうふうに思つております。

○階分科員 法務省とちゃんと相談しました、それで自分たちで決めましたと言うんですけども、やはり手続というのもちゃんと踏んでいただきたいわけですよ。先ほど議論したとおり、公務員制度改革の本部決定ということで、ちゃんと支援制度を活用しましようということもあるわけで、そこをちゃんと法的に議論した文書を出していただきたいというふうに思います。

それと、佐川氏が、自分にも不法行為責任があるということを自ら自白していると思いますよ。

今日、八ページ目につけていますけれども、これは佐川氏が赤木さんの国賠請求訴訟で出している書面なんです。右側の方に、ちょっと見づらくて恐縮なんですけれども、二行目ですか、国家賠償法一条一項の適用がある以上、公務員個人が責任を負うことはないというのが確立した判例であるということを言って、本件において、だから、被告佐川が対外的個人責任を負うとの主張はそれ自体失当、それ 자체失当というのを、言つてはいることがめちゃくちゃだという大変失礼な物言いなんですけれども、こういう、自ら国家賠償法一条一項の適用があると言つてはいるのですから、自分にも不法行為の責任があるということを言つてい

るわけですよ。

そういう人が、結局、国賠法の求償権の行使もされずに、一番責任のある人が、何も、お金も何も払わなくて、のうのうと暮らしている。これで本当に財務省の組織は成り立つんですか。眞面目に仕事をしてきた赤木さんのような人が、改ざんの指示をされて、最後亡くなっている。他方で、改ざんの指示をした人は、国会でさんざんうそをついて、最後は偉くなつて、辞めた後もうのうと暮らしている。こんな不正義が通る組織でいいわけですよ。先ほど議論したとおり、公務員制度を活用しましようということもあるわけで、そこをちゃんと法的に議論した文書を出していただきたいと思うんです。

私は、赤木さんのような職員がこれからも活躍してもらうためにも、ここはしつかりけじめをつける、求償権の行使についてもう一回検討していただきたいと思うんです。

大臣、繰り返しで恐縮ですけれども、これ、今までの申し述べてきました。私も、何度も何度も大臣とこういうやり取りをするのは心苦しいんです。でも、大臣しかこの財務省の体質を変えられる方はいないと思って、から何度も言うんです。求償権の行使について、見直す、まずはプロセスからやり直して、ちゃんと法務省に照会して、ちゃんとした文書でもつて、求償権の行使についてはどう考えるか、これを出していくだけませんか。

○鈴木国務大臣 今回の求償権の、財務省として決定をしたわけであります、財務省としては、求償権の存否につきまして、訴訟担当部局を中心

に組織をもつて判断することが通例でありまして、
今般も、組織として必要な検討を行つた上で適切
に判断したと考えております。

したがいまして、今までのやり方に沿つてきちんと検討をされた結果である、そういうふうに思つて いるところでございますので、今のところ、そうした検討結果から出た結果においてはそれを尊重したい、そう思つています。

○葉梨主査 階猛君、申合せの時間が来ております。

○階分科員 今までのやり方とおっしゃいますけれども、これは前代未聞の案件ですよ。一億一千萬、裁判に負けたんじやなくて、自ら認諾して払う、そしてそれを当の責任者である佐川さんには求償もない、前代未聞のやり方だから私もここに執着するわけです。前代未聞のやり方なので、私は、これはちゃんとしたプロセスも踏むべきだということで、まずはプロセスをしつかりやり直す、このことを申し上げまして、質問を終わります。